

福井県で狩猟されるみなさまへ

# 豚熱（CSF）ウイルス拡散防止のお願い

狩猟をする際には、下記にご注意ください

- ① 豚熱（CSF）感染確認区域<sup>※1</sup>内で捕獲されたイノシシ、及びその肉等<sup>※2</sup>は、**感染確認区域外及び県外に持ち出さない。**
- ② 捕獲地点・埋設場所、靴・衣類、道具、手指、車両等の消毒を実施。

※1：野生イノシシ陽性確認地点から半径 10 km 県内の区域

※2：肉等：肉、内臓、血液、皮など

## 福井県における野生イノシシの 豚熱感染状況

令和3年9月3日時点

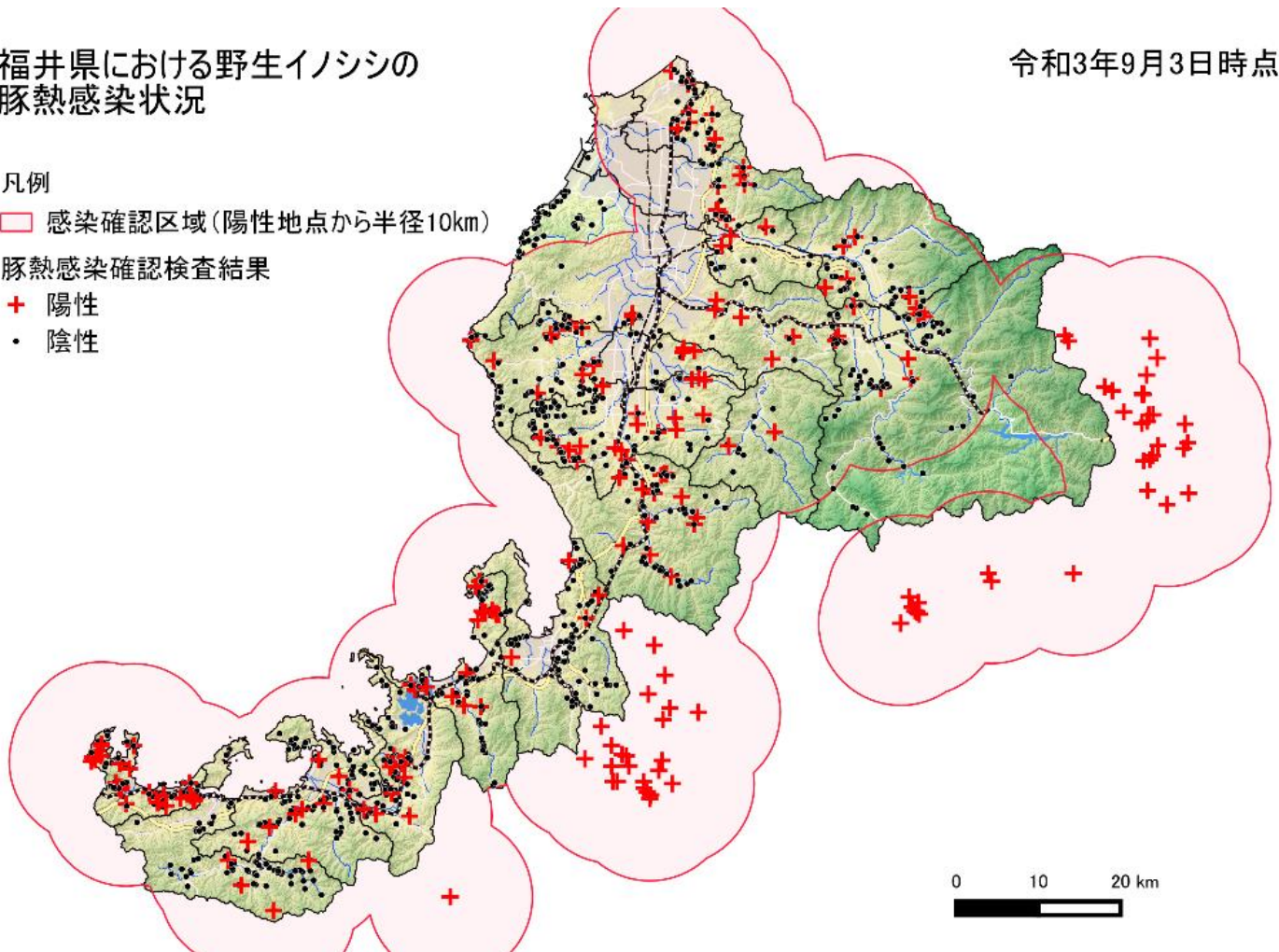
凡例

□ 感染確認区域（陽性地点から半径10km）

豚熱感染確認検査結果

+ 陽性

・ 陰性



**注意** 「感染確認区域」は随時拡大する可能性があります。  
狩猟の際は最新情報を自然環境課のホームページや  
福井県鳥獣行政機関に電話でお問い合わせください。

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shizen/tonkorera.html>



福井県

## 感染確認区域でイノシシを捕獲したとき

- 感染確認区域で捕獲されたイノシシ、及びその肉等<sup>※1</sup>は、感染確認区域外や県外へ持ち出さないでください。  
冷凍した肉等も持ち出さないでください。



- 感染確認区域内で捕獲したイノシシ肉の利用は、自家消費のみとし、市場への流通や他人への譲渡は行わないでください。
- 捕獲場所や埋設場所の適切な消毒をお願いします。

※1 肉等：肉、内臓、血液、皮など

### ◆感染確認区域内で、肉等を持ち帰る場合の注意

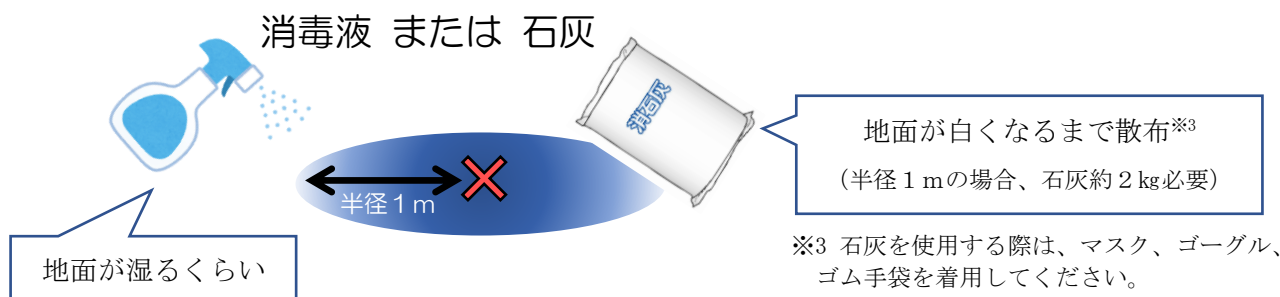
- ・肉等は、密封容器（ジップロック、タッパー等）で持ち帰る。
- ・密封後に容器の外側に消毒用アルコール（食品用）をスプレーし、漏れないようにビニール袋で二重にする。
- ・使用後の容器は、洗浄・消毒してから廃棄する。
- ・肉等の残渣は、中心部まで加熱してから捨てる。（冷凍したものも同様）



### ◆捕獲地点と埋設場所の消毒

- ・解体は、原則として現場で行う。
- ・止めさした地点の半径1 m、埋設地点、血液や糞便が付いた場所を、消毒液<sup>※2</sup>または石灰により消毒する。
- ・イノシシの死体及び残渣は、露出しないよう適切に埋設してください。

※2 消毒液：アストップ、パコマ、オスバン等の逆性石鹼



# 感染確認区域の山林に立ち入った後、現場を離れるとき

○感染確認区域で狩猟した場合は、イノシシを捕獲しなかった場合でも、靴・衣類、道具、手指、車両等の消毒をお願いします。

## 捕獲器具（わな）の消毒

- ・わなは設置していた場所で、ブラシで土や汚れを落とし、消毒液に浸すか消毒液をスプレーする。わなは、次に使用する際に水でよく洗浄する。

## 靴、衣服、資材の消毒

靴底は移動の都度  
こまめに消毒



### 【靴、衣服】

- ・ブラシで土、汚れを落とす。消毒液でスプレーをする。
- ・現場で衣服、靴を着替える。ビニール袋で密封して持ち帰り、洗濯・洗浄する。

### 【資材】

- ・スコップ、ブラシ、消毒用スプレー、ナイフ等は、土や汚れをよく落とし、消毒液または消毒用アルコールをかける。

## 廃棄物の処理

- ・山林内で出たゴミは、ゴミ袋に入れて密封し、袋の中と外側に消毒液、または消毒用アルコールをスプレーした後、適切に処分する。

## 手指の消毒

- ・消毒用アルコールをスプレーし、手全体にすりこむ。



## 車両の消毒

### 【外側、荷台、タイヤ周り】

- ・ブラシで土や汚れを落とし、消毒液で消毒する。（タイヤは重点的に消毒する）

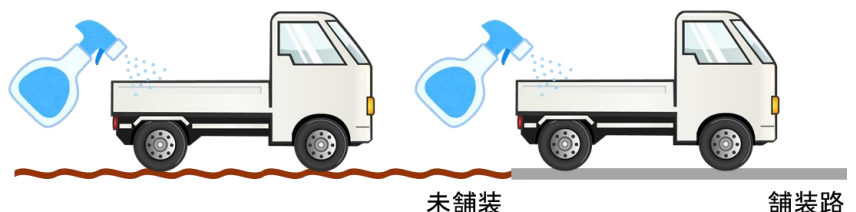
### 【足マット、座席】

- ・現場を離れる際に、消毒液または消毒用アルコールでしっとり湿るまで消毒する。

### ※車両タイヤの消毒ポイント

①現場

②舗装路に入った地点



## 消毒に必要な道具

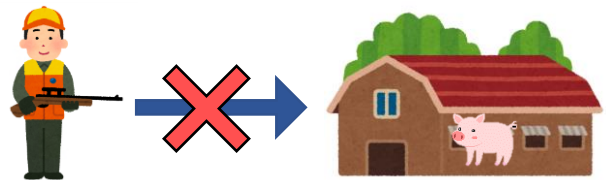
※ホームセンターや薬局等で購入できます

- ブラシ
- 噴霧器
- 消毒液（逆性石鹼） ※商品名（例）アストップ、パコマ、オスバン等  
（目安）水 4ℓに 5ml（ペットボトルのキャップ 1 杯）を入れて希釈して用いる
- 消毒用アルコール（手指、車内用）
- 消毒用アルコール（食品用）
- 石灰（消石灰、生石灰）
- マスク、ゴーグル、ゴム手袋
- 密封容器（ジップロック、タッパー等）
- ビニール袋

使用する当日に希釈し、  
作り置きしない

## 養豚場等への立ち入りの禁止

狩猟を行った人は、養豚場等の  
豚を飼育する施設に立ち入らな  
いください



みなさまのご理解、ご協力を  
よろしくお願いいたします。

### 【福井県鳥獣行政機関】

福井県自然環境課 自然環境保全グループ	0776-20-0306
福井県中山間農業・畜産課 鳥獣害対策グループ	0776-20-0414
福井農林総合事務所 林業・木材活用課	0776-21-8213
坂井農林総合事務所 林業・木材活用課	0776-81-3223
奥越農林総合事務所 林業・木材活用課	0779-65-1492
丹南農林総合事務所 林業・木材活用課	0778-23-4961
嶺南振興局林業水産部 林業・木材活用課	0770-56-2218
嶺南振興局二州農林部 林業水産課	0770-22-0291